

新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



10月7日（水）～10月13日（火）

一週間の感染者の動向

新規感染者（市内） （先週比） <処遇> 入院（調整中含む） ホテル療養	59人 （+18） 52人 7人
入院者の動き 退院 ホテル療養移行	26人 11人
検査件数 陽性率	680人 6.8%

入院者（10月13日現在）

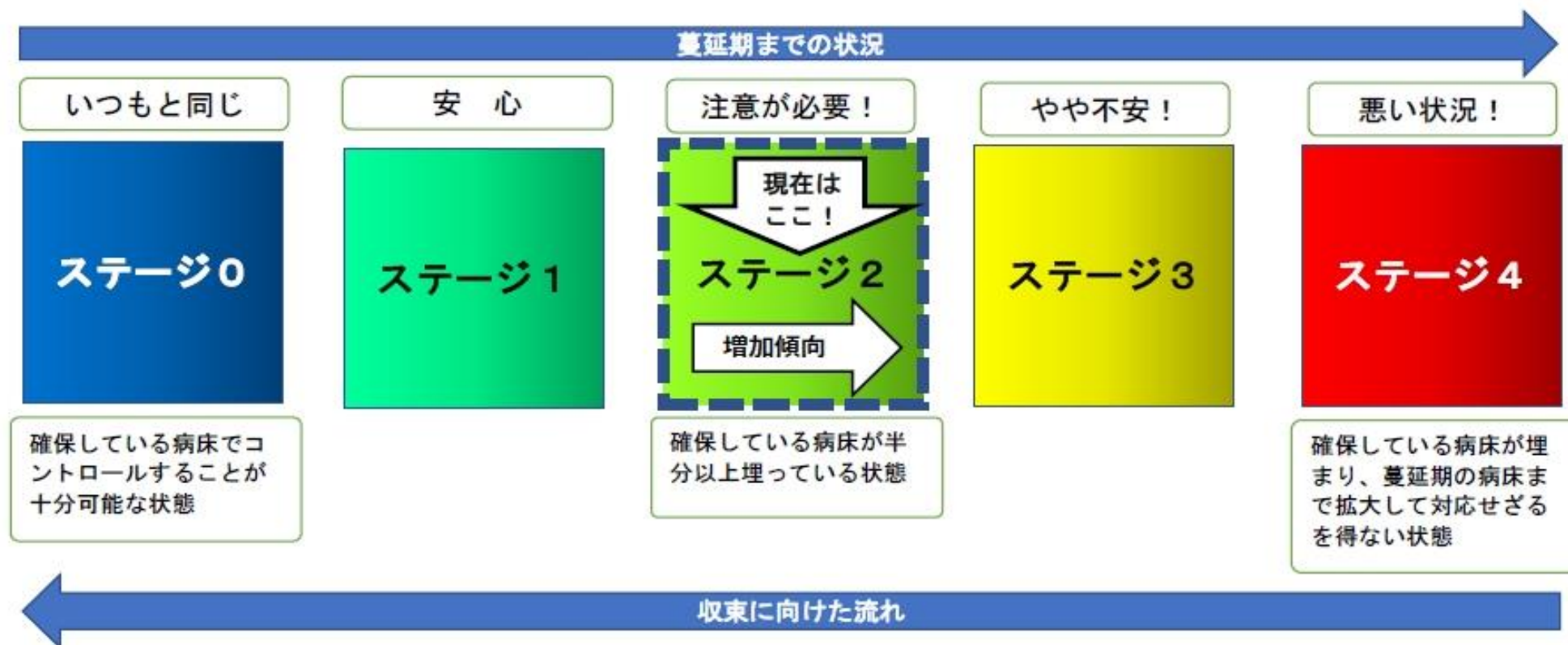
入院者 （調整中含む） <内訳> 重症 中等症 軽症	47人 1人 2人 44人
--	---------------------------------------

先週比、15人の増

- 感染者やそのご家族、医療従事者の方などに対する差別や誹謗中傷等は、決してあってはなりません。皆が思いやりをもち安心して暮らせるまちを目指すため「コロナ差別がゼロのまち宣言」を発出しましたので、ご協力をお願いします（詳細は別紙を）。
- 同僚や友人など身近な人との間の感染が増えています。自分と大切な人を守るため、普段の生活から5つのポイント（人との距離確保、マスク着用、手洗い・消毒、健康管理、3密を避ける）の実践をお願いします。
- 感染の拡大防止のため、スマホを活用したQRコードによる追跡サービス（千葉市コロナ追跡サービス）や接触確認アプリ（COCOA）の活用をお願いします。
- 冬季の発熱患者を減らし医療機関の負担軽減を図るため、10月1日からインフルエンザ等の予防接種の対象を拡大しました（詳細は市政だより10月号を）。積極的な接種をお願いします。

病床数から見た市内の医療の状況

10月14日現在

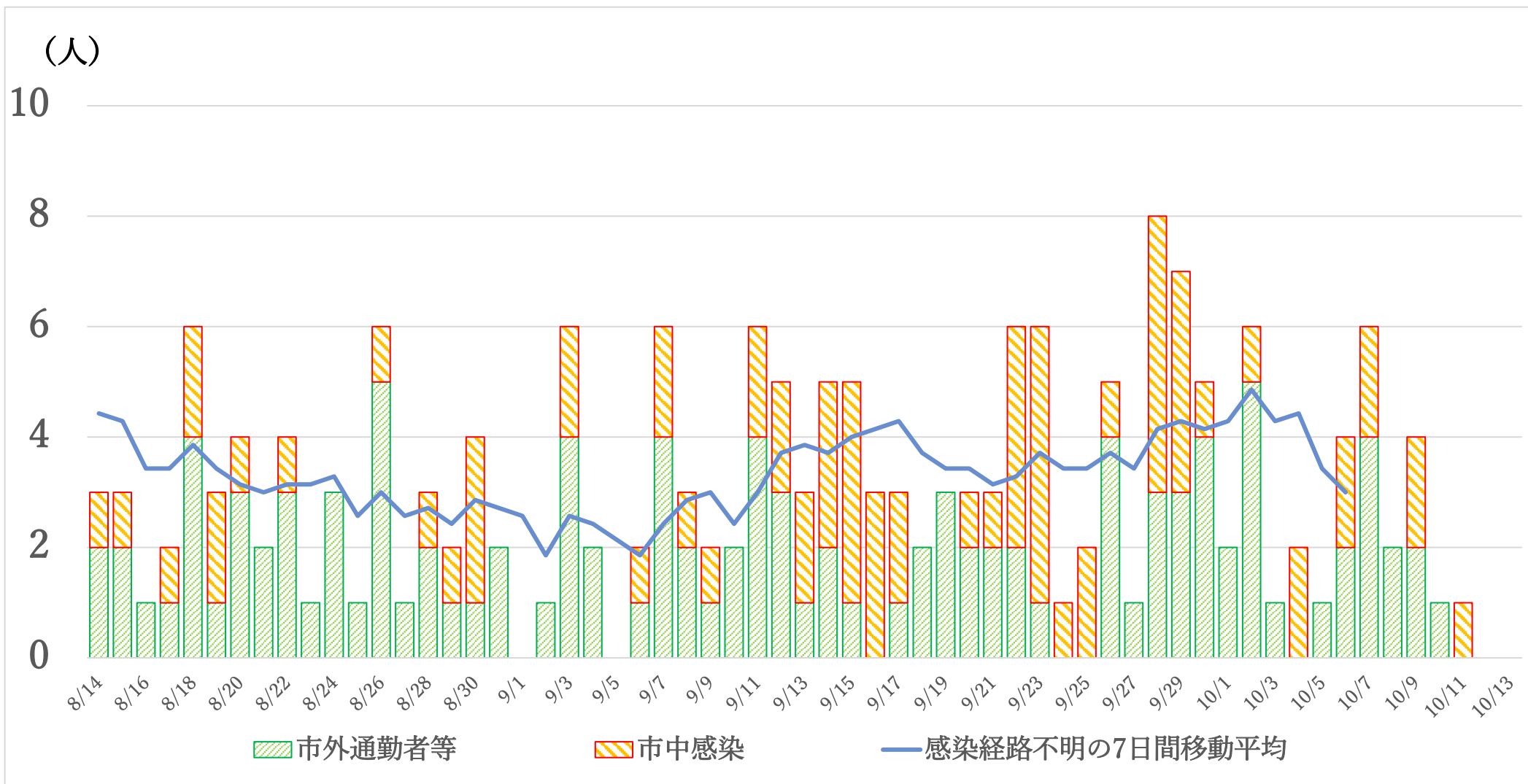


【今後の第2波への対応】

注意が必要なステージ2に入り、感染者数の動向などから、再び、感染拡大が予想される場合には、在宅勤務や外出自粛なども含めて、強い行動変容を求めます！

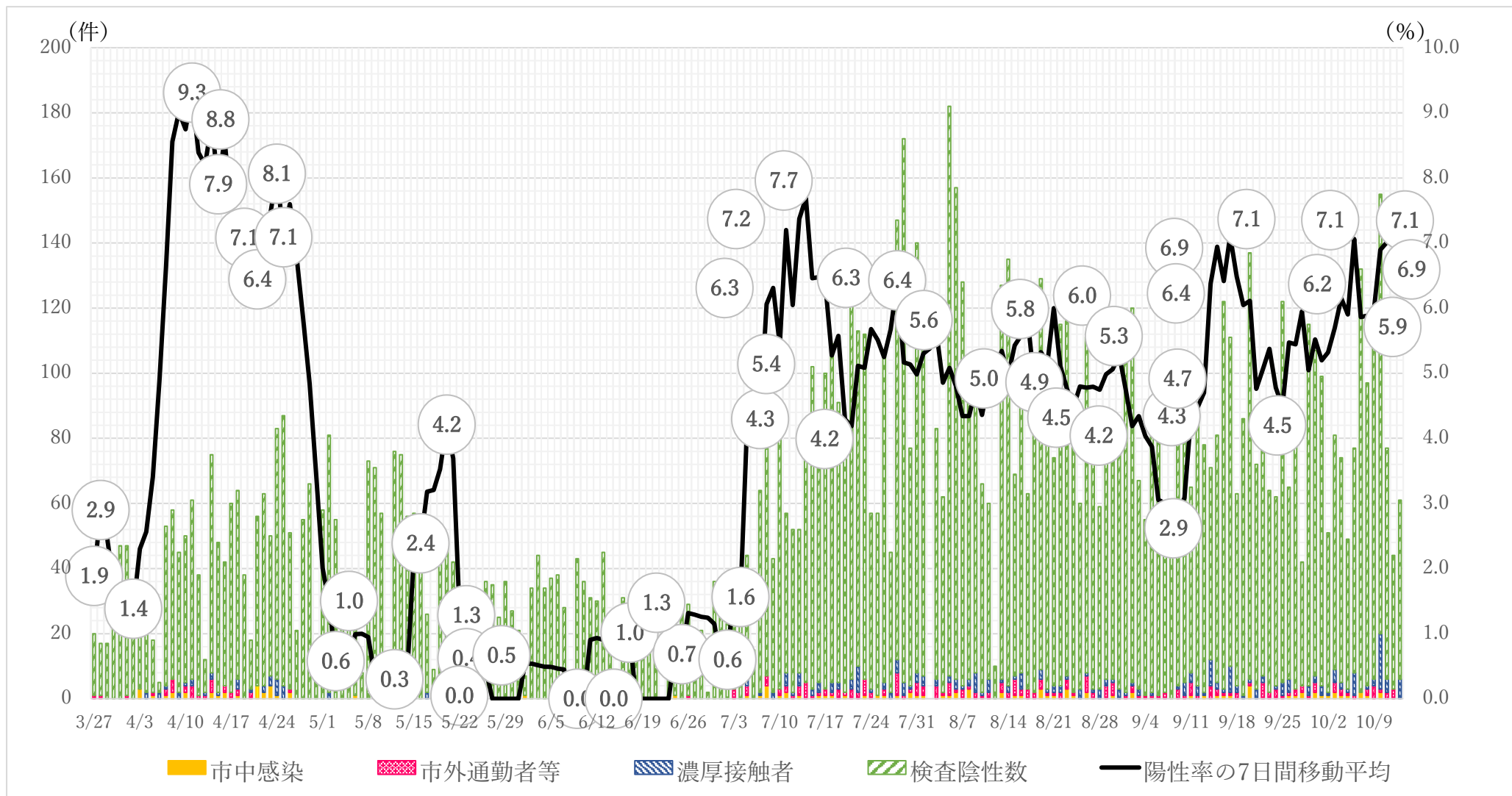
感染経路不明の新規感染者数（発症日別）

8月14日～10月13日



PCR検査件数と陽性率

10月13日時点



コロナ差別がゼロのまち宣言

～ 3つの宣言と3つのお願い ～

千葉市は市民の皆さまの安全・安心な生活を守るため、以下のとおり取り組むことを宣言いたします。

また、コロナによる差別から人々を守るため、市民の皆さまに3つのお願いがあります。

宣言 1

感染者や医療従事者等の人権を守ります
～ 感染者や医療従事者等は、
守られるべき存在です ～

お願い 1

- 感染者・濃厚接触者やその家族、友人、医療従事者等に対して非難したり、誤解や偏見に基づく差別、いじめや誹謗中傷等をするのはやめてください。
- 感染者等に関する個人情報や心ない書き込みをインターネット・SNSに掲載・投稿することはやめてください。

宣言 2

風評被害を防ぎます
～ 正しい知識・情報に基づき、
冷静な行動を ～

お願い 2

- 正しい知識等をもとに、むやみに恐れることなく冷静に行動し、誤った情報や不確かな情報をうのみにして拡散することはやめてください。
- 店舗・施設等に対しても、新型コロナに関する誹謗中傷等することはやめてください。

宣言 3

思いやりの気持を持って、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます
～ 人を思いやる気持を忘れずに！ ～

お願い 3

- 克服すべき相手は、人ではなくウイルスです。「もし自分が感染したら…」と考え、すべての市民がお互いを思いやる気持を忘れずに、行動してください。
- 1人1人が「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努めてください。

市内で実際にあった事例を紹介します

ケース1

感染者の卒業アルバムの写真の顔に〇をつけられた状態でSNSに投稿され、誹謗中傷を交えて拡散されていた。

ケース2

医療従事者が子どもを預けている保育園から、たびたび家庭内保育を勧められる。



ケース3

行きつけのお店に行こうとしたら、医療従事者であることを理由に来店を拒否された。

ケース4

感染した教員が復職しようとした際「学校で再び教えることは許されない」というクレームが入った。

あなたの言葉や行動で、傷ついている人がいます。
安心して暮らせるまちにするため、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



加曽利貝塚PR大使
かそりーぬ

ケース5

近所の医療施設で感染者が発生したという旨の回覧板が町内会で回覧された。

ケース6

感染者の住んでいる集合住宅の掲示板に「コロナが出ました」という趣旨の張り紙が出された。

何か困ったことが起きた時には遠慮せず相談しよう！

＜法務省人権相談窓口＞

- ①みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
- ②子どもの人権 110番 ☎0120-007-110
- ③女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ④外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911
(Foreign-language Human Rights Hotline)

①～③
平日8:30～17:15

④平日9:00～17:00



【お問い合わせ先】

千葉市役所 医療衛生部 医療政策課

TEL : 043-245-5210 FAX : 043-245-5554 E-mail : seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp